きゅあステーション旭生会
運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人旭生会が開設する、きゅあステーション旭生会（以下「ステーション」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、ステーションの看護師等が、要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者等に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

（事業の運営方針）

第２条　ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援する。また、介護保険等関連情報等その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うように努めるものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第３条　この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

１　名　称　きゅあステーション旭生会

２　所在地　鹿児島市谷山中央５丁目３９番１号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

１　管理者　　看護師 １名

管理者は、ステーションの従業者の管理、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。また、職場におけるハラスメントが防止される様、必要な措置を講じる。なお、防止する対象としては、利用者やその家族等から受けるものも含まれるものとする。

２　看護師等　　看護師　　３名以上（常勤職員、非常勤職員（内１名は管理者兼務）

准看護師　　１名以上（常勤職員、非常勤職員）

理学療法士　１名以上（非常勤職員）

看護師は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護、報告書を作成し、利用者又はそ

の家族に説明する。なお、理学療法士が指定訪問看護を提供している利用者については、看護師と理学療法士が連携し訪問看護計画書及び報告書を作成する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条　ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

１　営業日　月曜日から土曜日とする。（日・祝休み）

２　営業時間　８：３０～１７：３０とする。但し、オンコール体制により２４時間対応可能とする。また緊急時及び特別指示期間内においてはその限りではない。

３　電話等により、２４時間、３６５日常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容）

第６条　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

１　病状の観察を行い症状悪化の早期発見に努める

２　清拭・洗髪等による清潔の保持

３　療養上の世話

４　褥創の予防・処置

５　リハビリテーション

６　認知症患者の看護

７　療養生活や介護方法の指導

８　カテーテル等の管理

９　その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第７条　指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、別表のとおり厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護が法定受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。なお、健康保険の場合は、診療報酬の額による。

２　次条の通常の事業の実施地域内、実施地域外において行う指定訪問看護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

（１）ステーションから、片道おおむね１０キロメートル未満　　無料

（２）ステーションから、片道おおむね１０キロメートル以上　　１００円

３　サービス提供時間延長については、３０分毎に１，０００円を徴収する。

４　死後の処置料・エンゼルセット代は、１０，０００円を徴収する。

５　費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、桜島を除く鹿児島市とする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　看護師等は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施中に、利用者に病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

２　看護職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（秘密保持）

第１０条　　事業所及びその従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨を従業者との雇用契約の内容に盛り込むものとする。

（苦情処理）

第１１条　事業所は、利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情相談窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者に報告するものとする。

２　前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

３　事業所は、利用者等からの苦情に関して市町村又は国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

４　事業所は、市町村又は国民健康保険団体連合会から、求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告するものとする。

５　事業所は、苦情の内容についてサービス担当者会議等での報告を行い、再発防止の対応方針を協議するものとする。

（事故発生時の対応）

第１２条　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに関係市町村、利用者の家族、協力医療機関、利用者に係る介護サービス事業者等に連絡

を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

３　事業所は、事業のサービス提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（記録の整備）

第１３条　事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２　事業所は、利用者に対する事業の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（１）主事の医師による指示の文書

（２）訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書

（３）訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書

（４）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（５）市町村への通知に係る記録

（６）苦情の内容等の記録

（７）事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録

（個人情報の保護）

第１４条　事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び「厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努める。

２　事業所は、事業により得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では利用しないものとし、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

３　個人情報の取扱いに関する利用者等からの苦情については、苦情処理体制に基づき適切かつ迅速に対応するものとする。

（虐待の防止に関する措置）

第１５条　事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止のため、看護師等に対して、必要な研修の実施、また虐待防止の為の指針を整備すると共に、委員会の設置等の措置を講じるものとする。

（衛生管理等）

第１６条　事業者は、当該事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、予防及びまん延防止のための指針の整備・研修・訓練等を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１７条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　ステーションは、看護師等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

１　採用時研修　採用後　１月以内
　　継続研修　年２回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人旭生会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

１　この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

２　この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

３　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

４　この規程は、令和２年２月２６日から施行する。

５　この規定は、令和３年４月１日から施行する。